

## 委託契約書(案)

1 件名 令和6年度「24時間子供SOSダイヤル」業務委託

2 履行期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 委託金額 金\_\_\_\_\_円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金\_\_\_\_\_円)

4 契約保証金 \_\_\_\_\_

沖縄県知事 玉城 康裕(以下「甲」という。)と\_\_\_\_\_  
(以下「乙」という。)とは、上記の件名の事業の業務について、上記の委託金額  
で、次のとおり委託契約を締結する。

### (総則)

第1条 乙は、契約書に定めるほか、別紙「令和6年度『24時間子供SOSダイヤル』業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)に基づき、実施するものとする。

2 契約書及び仕様書に明示されていないものがある場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

### (業務計画)

第2条 乙は、仕様書に基づき、次に掲げる内容を含む業務計画書を契約締結の日  
から10日以内に提出しなければならない。

- (1) 業務内容
- (2) 業務スケジュール
- (3) 業務履行体制
- (4) 資格を有する相談員等一覧

### (権利義務の譲渡等)

第3条 乙は、本契約により生ずる権利又は義務の全部又は一部を、甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し又は継承させてはならない。

### (再委託の禁止等)

第4条 乙は、業務の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わ  
せてはならない。

2 乙は、甲が仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委託し、又は  
請負わせてはならない。

3 乙は、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有す  
る者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。

- 4 乙は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは（以下「再委託」という。）、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を、再委託の必要性及び契約金額等について記載した再委託（変更）承諾申請書（別紙様式1）を提出し、再委託承諾書（別紙様式2）により甲の承認を得なければならない。ただし、甲が仕様書で示した「うち、その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。
- 5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負わせた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 6 乙が第1項から第4項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負わせた第三者に発生した損害について、甲は、賠償責任を負わないものとする。

#### （業務完了（廃止）報告書）

第5条 乙は、委託業務が完了し、又は第9条第2項の規定に基づき委託業務の廃止の承認を受けたときは、業務完了（廃止）報告書（別紙様式3）を作成し、完了又は廃止の承認の日から7日以内、または当該年度の末日のいずれか早い日までに、甲に提出しなければならない。

#### （委託業務の調査等）

第6条 甲は、必要がある場合には、乙に対して委託業務の処理状況につき、調査し、又は報告を求めることができる。

#### （検査及び引渡し）

第7条 乙は、各月毎に業務を完了したときは、翌月15日までに、沖縄県「24時間子供SOSダイヤル」月次報告書（別紙様式4）を甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の報告書を受理したときは、その日から起算して10日以内に検査を行う。
- 3 前項の検査に合格しないときは、乙は、甲の指定した期間内に補正を行い、甲の再検査を受けなければならない。この場合において、前項の期間は、甲が乙から補正完了の通知を受けた日から起算するものとする。

#### （委託金額の支払）

第8条 乙は、第7条第2項の規定による検査に合格したときは、別表に定める月額を所定の手続きに従って委託金額の支払いを請求するものとする。

- 2 甲は、前項の請求があったときは、適法な請求を受けた日から起算して、30日以内に委託料を支払うものとする。

#### （計画内容の変更等）

第9条 乙は、第14条に規定する場合を除き、業務計画書に記載された委託業務の内容又は、経費の内訳を変更しようとするときは、業務計画変更承諾申請書（別

紙様式5）を甲に提出し、業務計画変更承諾書（別紙様式6）により甲の承認を得なければならない。ただし、経費の内訳変更による費目間の流用（人件費への流用増を除く）でその流用額が各費目のいずれか低い金額の2割を超えない場合はこの限りではない。

- 2 乙は、委託業務を中止し、又は廃止しようとするときは、その理由及びその後の措置を明らかにして甲に申請し、その承認を受けるものとする。
- 3 甲は、前2項の承認をするときは条件を附することができる。

#### （期限の延長）

第10条 乙はその責めに帰することができない理由により、履行期間までに委託業務を完了できないときは、甲に対して、遅滞なくその理由を付して履行期間の延長を求めることができる。

- 2 甲は、前項の請求があったときは、事実を調査し、やむを得ない理由があると認めるときは、委託期間を延長するものとする。

#### （守秘義務）

第11条 乙は、委託業務によって知り得た甲の業務上の秘密事項を第三者に漏らしてはならない。

#### （個人情報の取り扱い）

第12条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

#### （罰則）

第13条 乙は、前条の規定に違反した場合、沖縄県個人情報保護条例の規定による罰則を受けるものとする。

#### （委託業務の遂行不可能な場合の措置）

第14条 甲、乙いずれの責にも帰すことができない事由により委託業務を実施することが不可能又は困難になったときは、甲、乙協議してこの契約を解除し、又は変更するものとする。

- 2 第8条の規定は、前項の規定に基づきこの契約を解除した場合について準用する。

#### （契約不履行等）

第15条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除し、又は変更し、かつ既に支払った委託費の額の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 乙が、契約書に記載された条件に違反したとき
- (2) 乙が、この契約の締結にあたり不正の申立をしたとき
- (3) 乙が、委託業務の実施にあたり不正な行為をしたとき

#### （履行遅滞の場合における賠償金）

第16条 甲は、乙が、履行期間内に委託業務を完了することができない場合は、遅延日数に応じ遅延賠償金を徴収するものとする。

2 前項の遅延利息は、延長日数に応じ、沖縄県財務規則第109条の規定に基づいて計算した額とする。

(損害の負担)

第17条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙の負担によるものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する理由による場合においては、この限りではない。

(契約不適合責任)

第18条 乙は、本契約により行った業務について瑕疵が発見され、それが専ら乙の責に帰すべき理由によるものである場合は、甲に対し無償で当該瑕疵を修正するものとする。

(違約金)

第19条 乙の責めに帰すべき事由により、甲が契約を解除したときは、乙は委託金額の10分の1を違約金として甲の指定する期間までに納付しなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第20条 甲は、乙（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる役員を含む。）が以下の各号に該当する者（以下「反社会的勢力」という。）であることが判明した場合は、何らの催告又は通知等を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった時から5年を経過していない者
- (4) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。）
- (5) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）
- (6) 総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (7) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (8) 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）

(9) 準暴力団又は準暴力団構成員（平成25年3月7日付け警察庁通達「準暴力団に関する実態解明及び取締りの強化について」に規定される、いわゆる「半グレ」と呼ばれる集団又は個人をいう。）

(10) その他前各号に準ずる者

2 甲は、乙が反社会的勢力と次の各号の一つにでも該当する関係を有することが判明した場合は、何らの催告又は通知等を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき

(2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき

(3) 自己、または自社もしくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与えるなど、反社会的勢力を利用していると認められるとき

(4) 反社会的勢力に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関係をしていると認められるとき

(5) その他役員または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

3 甲は、乙が自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 暴力的 requirement 行為

(2) 法的な責任を超えた要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて甲の信用を棄損し、又は甲の業務を妨害する行為

(5) その他前記各号に準ずる行為

4 (1) 乙は、乙または乙の下請け又は再委託先業者（下請又は再委託契約が数次にわたるときには、その全てを含む。以下同じ。）が、第1に該当しないことを表明し、かつ保証し、将来及び現在も将来も同項もしくは第2項各号に該当しないことを表明し、かつ、保証する。

(2) 乙は、その下請け又は再委託先業者が前号に該当することが契約後に判明した場合には、直ちに契約を解除し、又は契約解除のための措置をとらねばならない。

(3) 乙が、前号の規定に反した場合には、甲は本契約を解除することができる。

5 (1) 乙は、乙または乙の下請けもしくは再委託先事業者が、反社会的勢力から不当利得要求または業務妨害の不当介入を受けたときは、これを拒否し、又は下請けもしくは再委託事業者をしてこれを拒否させるとともに、不当介入があつた時点で速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

(2) 乙が前号の規定に違反した場合、甲は何らの催告を要さずに、本契約を解除することができる。

6 甲が、本条各項の規定により本契約を解除した場合には、乙に損害を生じても何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償するものとする。

（労働関係法令の遵守及び調査）

第21条 乙は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して前項の状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(帳簿等の整備及び保存)

第22条 乙は、委託業務に要する経費について、その収支を明らかにした専用の帳簿等を備え、かつ全ての証拠書類を整備しなければならない。

2 乙は、委託業務に従事した時間等を明らかにするため、次の各号の帳簿等を日々作成しなければならない。

- (1) 委託業務に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等
- (2) 前号の者ごとにおいて実際に委託業務に従事した時間を証明するに足る帳簿等

(消費税率の改定に伴う留意事項)

第23条 本契約において、契約期間中途において消費税等の率が改正された場合には、甲乙協議の上、改正後の税率により定めるものとする。

(その他の事項)

第24条 乙は、この契約に定める事項の他、甲が別に定める委託業務の実施に必要な事務手続き等に従わなければならない。

2 この契約に定めのない事項又はこの契約に定める事項について生じた疑義については、甲、乙協議して解決するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　住　所　　沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

氏　名　　沖縄県知事　　玉城　康裕

乙　住　所

氏　名

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

**第1** 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

#### (秘密の保持)

**第2** 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (適正管理)

**第3** 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び損傷の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (作業場所の特定)

**第4** 乙は、甲の特定する作業場所において、個人情報を取り扱うものとする。特定した作業場所から当該個人情報を持ち出すことは、厳禁とする。

#### (収集の制限)

**第5** 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

#### (目的外、利用・提供の禁止)

**第6** 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (複写又は複製の禁止)

**第7** 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(事務従事者への周知)

第8 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、沖縄県個人情報保護条例により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による個人情報取扱事務について自ら行うものとし、第三者にその取扱いを委託してはならない。ただし、甲が承諾した場合はこの限りではない。

(資料等の返還等)

第10 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。また、甲の承諾を得て再委託をした場合、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。

(調査)

第11 乙は、この契約による事務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、甲の求めがあった場合は、隨時調査報告を行うものとする。

(事故発生時における報告)

第12 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第13 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。

(別紙様式1)

年 月 日

沖縄県知事 殿

契約者(受託者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

### 再委託(変更)承諾申請書

令和6年度「24時間子供SOSダイヤル」業務委託契約書第4条第4項により、下記のとおり委託業務の一部を再委託(変更)したいので申請します。

記

1 委託業務の名称

2 委託業務の場所

3 履行期間 年 月 日～ 年 月 日

4 業務委託金額 円

5 再委託業務の概要及び(変更)理由

6 再委託業務期間 (予定) 年 月 日～ 年 月 日  
(変更) 年 月 日～ 年 月 日

7 再委託金額 (予定) 円  
(変更) 円

8 再委託の相手方

(1)住 所

(2)商号又は名称

(3)代表者氏名

9 添付書類 その他知事が必要と認める書類

(別紙様式2)

第 号  
年 月 日

契約者(受託者) 殿

沖縄県知事名

### 再委託承諾書

年 月 日付けで申請(変更申請)のあった再委託については、下記のとおり条件を付して承諾します。

記

1 委託業務の名称

2 再委託業務の概要

3 再委託の相手方

- (1) 住 所
- (2) 商号又は名称
- (3) 代表者氏名

4 承諾条件

- (1) 再委託の相手方による再委託に係る業務の履行により、沖縄県に損害を与えたときは、契約者が沖縄県に対する賠償の責を負うこと。
- (2) 契約の目的物について、再委託の相手方による再委託に係る業務の履行に係る部分に瑕疵があったときは、契約者が契約の規定による瑕疵担保責任を負うこと。
- (3) 再委託にあたって、契約者は、再委託の相手方に対する対価の支払い等について適正な取扱いを行うこと。
- (4) 再委託の相手方が、この承諾の条件に違反したときは、この承諾を取り消すものとする。この場合において、契約者に損害が発生したときは、沖縄県は一切の賠償の責を負わない。
- (5) 再委託の相手方が、さらに第三者へ委託を行う場合には、当該第三者の名称及び所在地並びに委託を行う業務の範囲を記載した書面を提出すること。

(別紙様式3)

年 月 日

沖縄県知事 殿

契約者（受託者）

住 所

商号又は名称

代表者 氏名

印

業務完了（廃止）報告書

令和6年度「24時間子供SOSダイヤル」業務について完了したので、業務委託  
契約書第5条に基づき、下記のとおり報告します。

記

1

2

3

# 沖縄県 相談受付シート

NO:

相談員名:

相談日時	( 土 ) ~				相談時間	00 分
相談者	校種等	<input type="checkbox"/> 小学生 <input type="checkbox"/> 中学生 <input type="checkbox"/> 高校生 <input type="checkbox"/> 保護者( <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 ) <input type="checkbox"/> 義務教育学校生 <input type="checkbox"/> 中等教育学校生 <input type="checkbox"/> 特別支援学校生 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 不明				
	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/> 不明	学年		リピーター	
	氏名			連絡先		
	住所					
対象者	校種等	<input type="checkbox"/> 小学生 <input type="checkbox"/> 中学生 <input type="checkbox"/> 高校生 <input type="checkbox"/> 保護者( <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 ) <input type="checkbox"/> 義務教育学校生 <input type="checkbox"/> 中等教育学校生 <input type="checkbox"/> 特別支援学校生 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 不明				
	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/> 不明	学年		年齢	
	学校名					
	氏名			連絡先		
住所						
相談 カテゴリ	<input type="checkbox"/> 不登校 <input type="checkbox"/> いじめ <input type="checkbox"/> 暴力行為 <input type="checkbox"/> 児童虐待 <input type="checkbox"/> 友人関係 <input type="checkbox"/> 貧困の問題 <input type="checkbox"/> 非行・不良行為 <input type="checkbox"/> 家庭環境(虐待・貧困除く) <input type="checkbox"/> 教職員との関係 <input type="checkbox"/> 心身の健康・保健 <input type="checkbox"/> 学業・進路 <input type="checkbox"/> 発達障害 <input type="checkbox"/> その他 ( )					
相談概要						
相談内容						
対応内容						

(別紙様式4)

## 沖縄県「24時間子供SOSダイヤル」月次報告書

(別紙様式5)

年 月 日

沖縄県知事 殿

契約者(受託者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

### 業務計画変更承諾申請書

令和6年度「24時間子供SOSダイヤル」業務委託契約書第9条第1項により、下記のとおり業務計画を変更したいので申請します。

記

1 委託業務の名称

2 委託業務の場所

3 履行期間 年 月 日～ 年 月 日

4 業務委託金額 円

5 業務計画申請書の変更概要

6 変更理由

7 添付書類 その他知事が必要と認める書類

(別紙様式6)

第 号  
年 月 日

契約者(受託者) 殿

沖縄県知事名

### 業務計画変更承諾書

年 月 日付けで申請(変更申請)のあった業務計画変更については、下記のとおり条件を付して承諾します。

記

- 1 委託業務の名称
- 2 業務計画変更概要
- 3 承諾条件